

保険名称

団体信用生命保険(主契約)
 就業不能保障特約付団信
 就業不能保障特約付団信 + がん50%保障特約

ご利用いただけるかた

住宅ローン(金利選択型)のお借入れを受けられるかたで、次の1と2の両方にあてはまるかた。

1. 融資実行日時点の年齢が、満20歳以上満70歳未満のかた
 ただし「就業不能特約付団信」の保障プランは、満20歳以上61歳未満のかた、「就業不能特約付団信 + がん50%保障特約」の保障プランは、満20歳以上51歳未満のかた。
2. 多摩信用金庫指定の生命保険会社(以下、引受保険会社)の加入承諾が得られるかた。
 「申込書兼告知書」に基づいてご加入の承諾を引受保険会社が決定します。健康状態によってはご加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

※ 団体信用生命保険リビング・ニーズ特約は、団体信用生命保険に加入されたすべてのかたに付加されています。

ご加入のお手続き

団体信用生命保険へのご加入をお申しいただくにあたっては、「契約概要」、「注意喚起情報」、「個人情報のお取り扱いについて」の内容をご確認・ご同意いただき、お申込みください。

必要書類

- 申込書兼告知書
- 引受保険会社所定の健康診断結果証明書(お借入れ金額が1億円を超える場合、お申込後に増額した場合も含まれます)

多摩信用金庫

〒190-8681 東京都立川市緑町 3-4
<https://www.tamashin.jp/>

多摩信用金庫のHPは
 こちらのQRコードから
 アクセス！



保障の開始

- 共通事項
 「申込書兼告知書」によるお申込を引受保険会社が承諾した場合、引受保険会社は融資実行日から保障(責任)を開始します。
- 「就業不能保障特約付団信 + がん50%保障特約」をお申込のかたのがん保険金は、保障開始日以後に所定のがんに初めて罹患したと医師により診断確定されたときにお支払いします。ただし、保障開始日前または保障開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合には、お支払いいたしません。

保障の終了

以下の1から6のいずれかに該当した場合は、保障が終了します。

1. 被保険者の死亡
2. 被保険者が所定の高度障害状態になり、保険金が支払われたとき
3. 「就業不能保障特約付団信」「就業不能保障特約付団信 + がん50%保障特約」にご加入のかたは、就業不能保険金が支払われたとき
4. 余命6か月以内と判断され、保険金が支払われたとき
5. お借入れを完済されたとき
6. 保険期間が満了したとき(保険期間はお借入れ期間と同一ですが、被保険者の年齢が満80歳を超えるときはその前日までとなります)

保険料

団体信用生命保険の保険料は多摩信用金庫が負担します。ただし、加入される保障プランにより、所定の金利が上乗せになる場合があります。

引受保険会社

楽天生命保険株式会社

多摩信用金庫住宅ローン用 団体信用生命保険

3つの充実保障プラン



お客さまのニーズに合わせた
 3つの保障プランをご用意しています。

保障プラン **A**

団体信用生命保険(主契約)

保障プラン **B**

就業不能保障特約付団信

保障プラン **C**

就業不能保障特約付団信 ⊕ がん50%保障特約

保障プラン A

保障プラン B

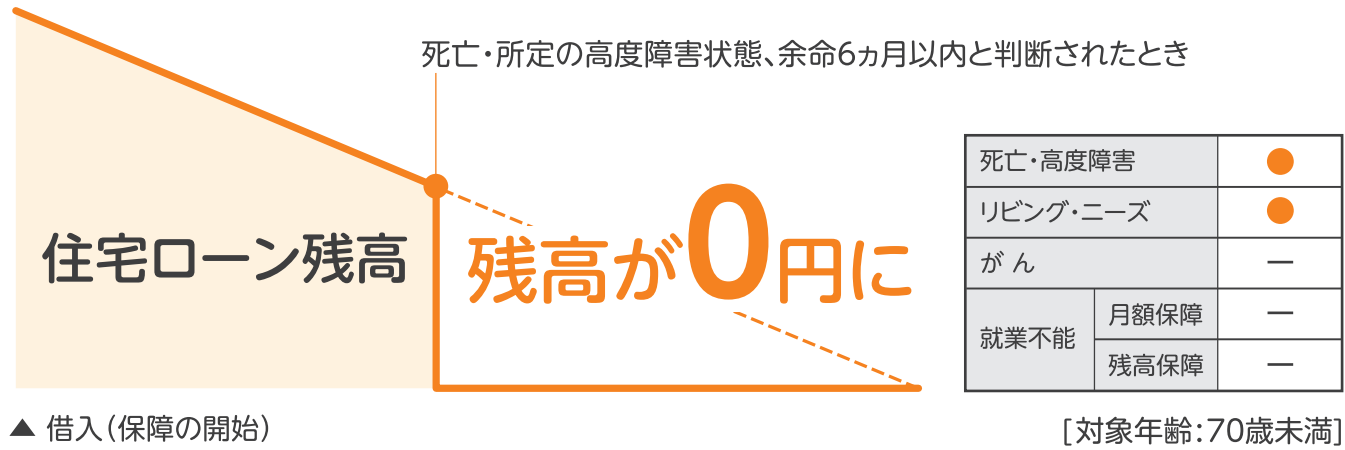
万一のときや病気やケガで働けなくなったときに備える保障プラン

保障プラン

A

団体信用生命保険(主契約)

シンプルな保障内容で、万一の場合に住宅ローン残高が全額保障されます。



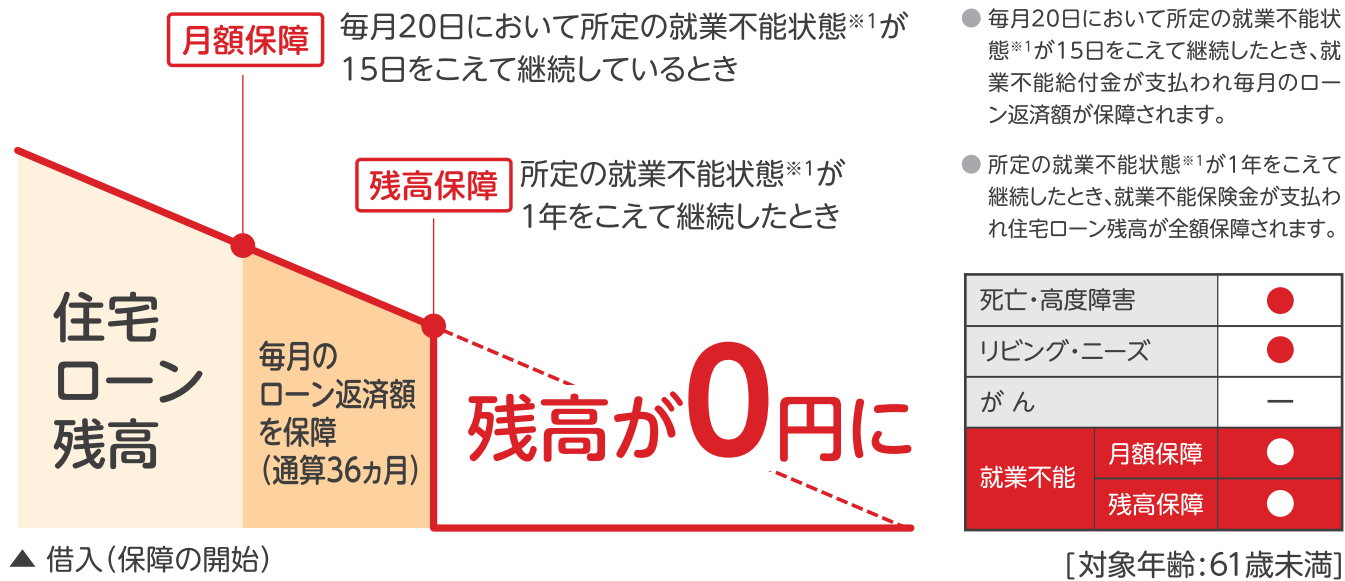
▲ 借入(保障の開始)

保障プラン

B

就業不能保障特約付団信

「保障プランA」に加えて、就業不能保障特約がついたプラン。万一のときはもちろん、病気やケガで働けなくなったときの不安に備えます。



▲ 借入(保障の開始)

保障プラン C

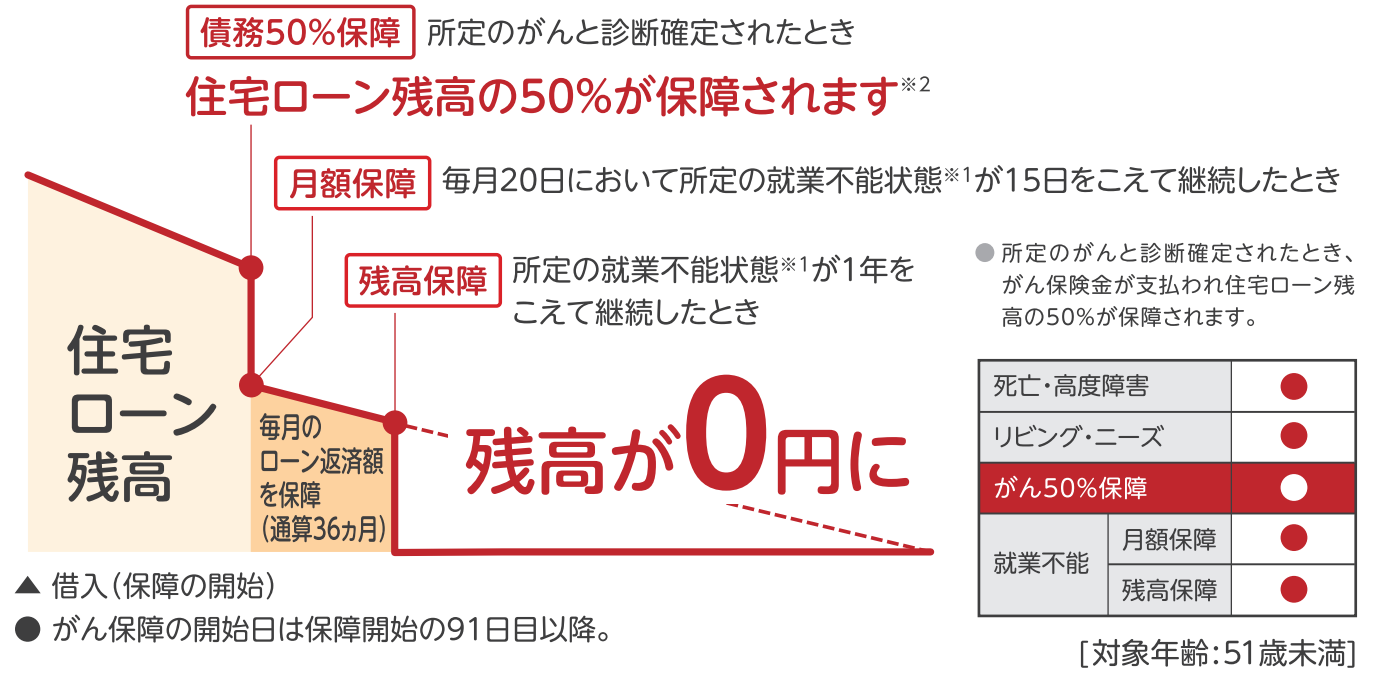
就業不能保障に加え、さらになんがん保障をご希望の方におすすめなプラン

保障プラン

C

就業不能保障特約付団信 ⊕ がん50%保障特約

働けなくなったときに加え、所定のがんと診断確定された場合に住宅ローン残高の50%が保障されます。



▲ 借入(保障の開始)

● がん保障の開始日は保障開始の91日目以降。

！ がんの罹患リスクと罹患後の経済状況

がんの罹患リスク

出展:公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計2021」年齢階級別罹患リスク(2017年罹患・死亡データに基づく)全がん

男性の方が罹患リスクが高いですが、女性も罹患する可能性があります。



がん罹患後の就労状況の変化(お勤めの方)

出典:厚生労働省「がんの社会学」に関する研究グループ「2013がん体験者の悩みや負担等に関する実態調査報告書—がんと向き合った4,054人の声」

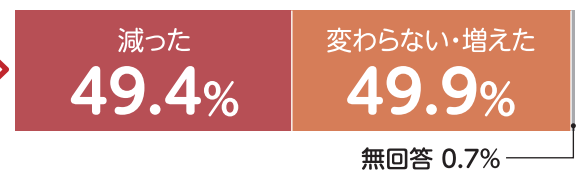
44.1%の方は収入が減少する可能性があります。

依願退職した	30.5%
休職中である	9.5%
解雇された	4.1%
現在も勤務している	47.9%
その他	8.1%

がん罹患による収入への影響の有無(個人の収入)

出典:東京都福祉保健局「がん患者の就労等に関する実態調査」2019年3月

がんになると収入が減少することで、これまでの生活が維持できなくなる可能性もあります。



※1 就業不能状態とは次のいずれかの状態をいいます。
[死亡したときおよび傷害または疾病が治癒したときは、いかなる場合でも就業不能状態とはいいません。]
(1) 傷害または疾病の治療を目的として、病院または診療所において入院をしている状態。
(2) 傷害または疾病により、以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による在宅療養をしていること。
① 身の回りのお世話はできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの。
② 身の回りのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの。
※2 保障開始日前または保障開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合には、お支払いしません。(90日経過後の再発、転移等を含む。)